

信託会社等に関する総合的な監督指針（案）の概要

◎ 免許・登録審査の具体的基準

信託業法（以下「法」という。）に基づく免許・登録の審査に当たっての具体的な判断基準を規定。ただし、申請者が行おうとする業務の規模・特性に応じて個別に判断することに留意。

信託会社（承認TLOを含む。）、外国信託会社

- 「業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、信託業務を適正に遂行するために十分なものであること」（法5条1項1号等）の判断基準
 - ⇒ 法令に規定する業務方法書の記載項目（信託財産の分別管理の方法、信託業務の実施体制等）ごとに、当局が確認すべき事項を規定。確認を通じて、申請者が信託業務の内容に応じた適正な業務運営が可能か否かを審査

- 「人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること」（法5条1項3号等）の判断基準
 - 信託業務に3年以上携わった経験者、受託する財産の管理・処分業務に3年以上携わった経験者等が確保されていること。なお、承認TLOについては、特定大学技術移転事業の実施に関する計画の承認時に技術移転に関する専門的知識、能力を有する者の確保状況が審査されていることから、受託する財産の管理・処分業務の経験者の確保状況の確認は不要。
 - 運用型信託会社については、次の事項についても審査
 - ・ 業務運営体制、業務管理体制が整備されていること
 - ・ 信託財産の分別管理、信託契約締結の勧誘・信託契約の内容の明確化等に関して業務の執行方法を定めた社内規則等が整備され、当該社内規則等が顧客保護の観点から十分な内容であること

信託契約代理店、信託受益権販売業者

- 「業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていること」（法70条3号等）の判断基準
 - 業務方法書において、業務の実施体制、法令等を遵守した営業を行うための実効的方策等が記載され、業務の内容に応じた適正な業務運営が可能であること
 - 信託契約代理店については信託業務（信託契約代理業務を含む。）の有識者等、信託受益権販売業者については信託業務（信託受益権販売業務、有価証券販売業務を含む。）に1年以上携わった経験者等が確保されていること

※ 信託契約代理店の登録については、所属信託会社（所属信託兼営金融機関を含む。）による代理申請が可能である旨を規定。

◎ 監督に当たっての留意事項

- 法令、監督指針に規定する免許・登録申請の際の審査基準を満たし、法令等を遵守した適切な業務運営が行われているかをチェック
- 信託会社が信託契約代理店との間で信託契約代理業に係る委託契約を締結する場合には、当該代理店の業務遂行能力等を審査しているか、信託契約代理店に対して定期的に監査を実施しているかについてもチェック
- ⇨ 業務の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、法 42 条、43 条等に基づく報告徴求、業務改善命令を行う。

☆ 管理型信託業の具体的な判断基準

- 管理型信託業に該当する「信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみが行われる信託」（法 2 条 2 項）の具体的内容
 - 「保存行為」……財産の現状を維持するために必要な行為
(例) 配当、利息の受取り等財産権からの予定された収益を収受する行為
 - 「利用行為」……財産の通常の用法により収益を得ることを図る行為
(例) 信託財産の管理又は処分により生じた金銭を普通預貯金により管理する行為
 - 「改良行為」……財産の価値を増加させる行為
(例) 無利息債権を利息付債権に変更する行為

☆ 信託業務の委託の判断基準

- 法 22 条 1 項に規定する「信託業務の一部の委託」に該当するか否かは、第三者が行う業務の内容及び個々の信託財産の管理又は処分の状況等に照らして、当該第三者が信託財産の管理又は処分に関する裁量を有すると認められるかどうかによって判断。
(委託に該当する例)
 - 第三者が信託財産を保管する場合
 - 第三者が金銭の運用に関する権限を有する場合
 - 第三者が金銭債権の回収を行う場合

◎ 信託兼営金融機関の監督関係

(「事務ガイドライン第一分冊：預金取扱い金融機関関係」より移管)

- 兼営認可の審査の具体的基準
運用型信託会社と同様。なお、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）の趣旨に鑑み、同法 1 条 1 項各号に掲げる業務（併營業務）のみを行うことは認められていないことに留意。
- 信託業務のみを営む支店（兼営法施行規則 31 条 2 項 1 号）に係る留意事項
 - 銀行業を営まないことにより顧客利便に支障が生じないように、取り扱う業務内容の実効的な周知を行う必要があること
 - 併營業務のみを行うことはできないこと
 - 兼営法施行令 3 条各号に掲げる業務（不動産業務等）を行うことができる信託銀行であっても、当該業務は取り扱えないこと
- 監督に当たっての留意事項、信託業務の委託の判断基準は、運用型信託会社と同様